



平成 31 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
 (JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-5980-7002

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成 28 年 11 月 4 日付け「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」により開示しておりました維健集團（香港）有限公司から提起された売掛金請求訴訟について、平成 31 年 1 月 15 日に、東京地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 31 年 1 月 15 日

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 : 維健集團（香港）有限公司
- (2) 所在地 : 香港南京ジョーダン通り 8-20
 デイビットハウス 6 階 602 号室
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 鄭雲鶴

3. 訴訟の内容及び請求金額

- (1) 訴訟の内容 : 売掛金請求
- (2) 請求金額 : 金 120 万米ドル及びこれに対する遅延損害金
 (約 13,008 万円 1 米ドルを本日の概算レート日本円 108.40 円とした場合)

4. 訴訟の経緯

当社は、原告より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権を原告が譲り受けたとして売掛金 120 万米ドルの支払いを求める訴訟を提起されたものでありますが、当該売掛債権の存在に関する当社の事実関係の認識とは相違があり、また債権譲渡についても疑義があり、当社はこれらの事実について争っておりました。

5. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、120 万米ドル及びこれに対する平成 28 年 10 月 1 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

当社はこの判決に不服であり、控訴の準備をしております。控訴後にはその旨を速やかにご報告いたします。

尚、当社の業績に与える影響につきましては、判明し次第、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

以上